



DC拠出限度額見直しに係る改正動向について (2024年12月施行予定)

2022年1月
三井住友信託銀行
年金信託部

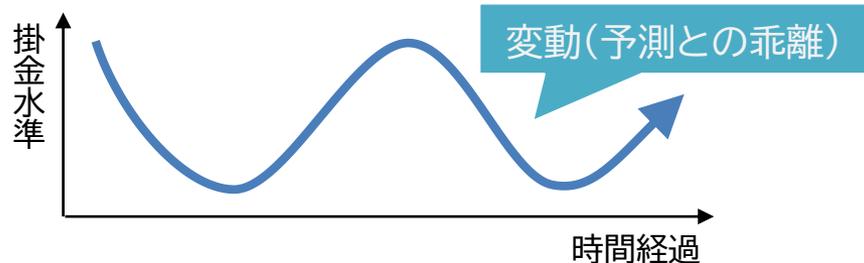
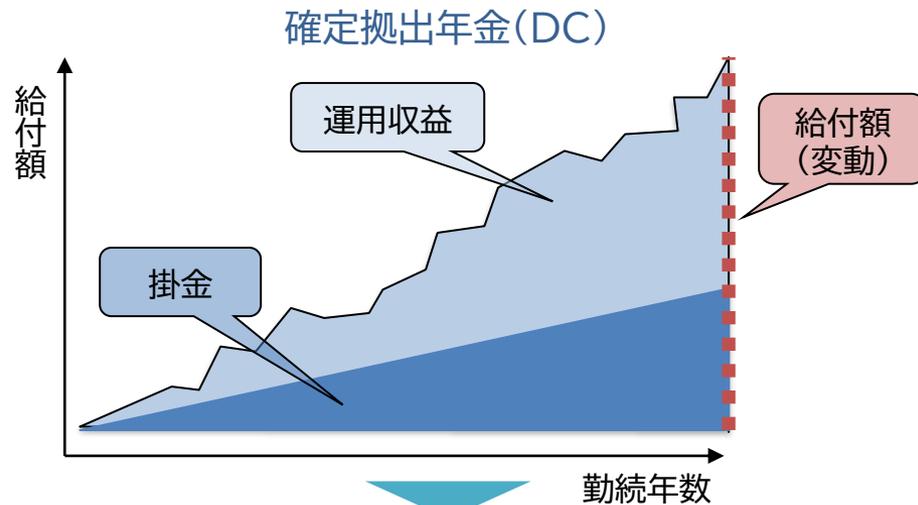
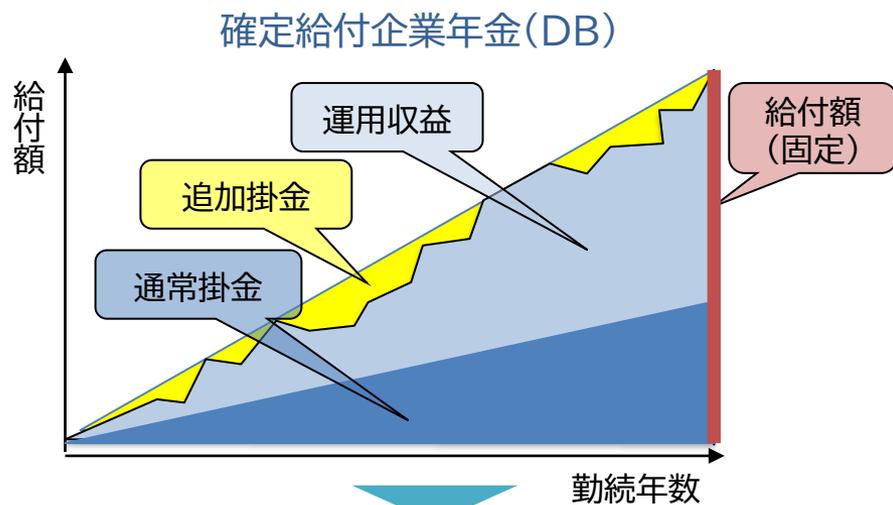
- 1 確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)
- 2 DC拠出限度額について①(現在の拠出限度額)
- 3 DC拠出限度額について②(改正後(2024年12月以降)の拠出限度額)
- 4 DC拠出限度額の算定方法とDB掛金相当額について
- 5 DC拠出限度額の改正スケジュール
- 6 (参考)DC拠出限度額の改正に関する主なポイント

確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)

- 企業年金には大きく「確定給付企業年金(DB)」と「確定拠出年金(DC)」の2つがあります。
- DBは規約で定められた給付を支払うために会社側が掛金を積み立て、運用を実施しますが、DCでは掛金は会社が拠出し、運用主体は加入者(従業員)となります。また、給付も変動するという特徴があります。

<DBとDCのイメージ>

- ・確定給付企業年金(DB)は給付が『固定』・掛金は『変動』
- ・確定拠出年金(DC)は掛金が『固定』・給付は『変動』



DC拠出限度額について①(現在の拠出限度額)

- DC(確定拠出年金)は会社の税制の観点から拠出できる掛金は月額5.5万円までと決められております。
- 一方で、DBに加入している場合は、拠出枠の半分をDBで使ったと見做し(DBに拠出限度額という概念がないため)、企業型DCに拠出できる掛金は一律で月額2.75万円までとなっています。
- そのため、企業間で比較すると給付実態を反映しているとは言えず、公平性の観点から課題とされていました。

<現在のDCの拠出限度額のイメージ>

【企業型DCのみに加入】



【企業型DCとDBに加入】

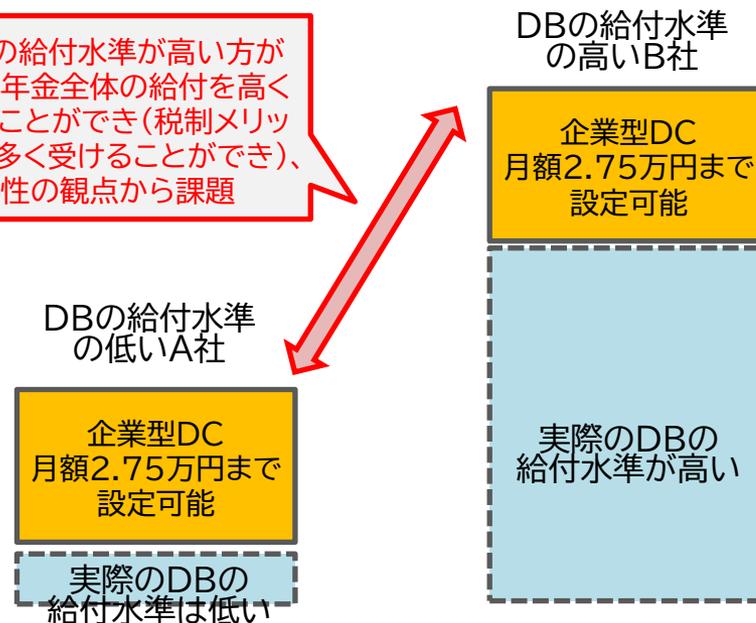


合計5.5万円まで

<企業間の給付水準の比較イメージ>

※企業型DCとDBに加入しているケース

DBの給付水準が高い方が
企業年金全体の給付を高く
することができ(税制メリット
を多く受けることができ)、
公平性の観点から課題



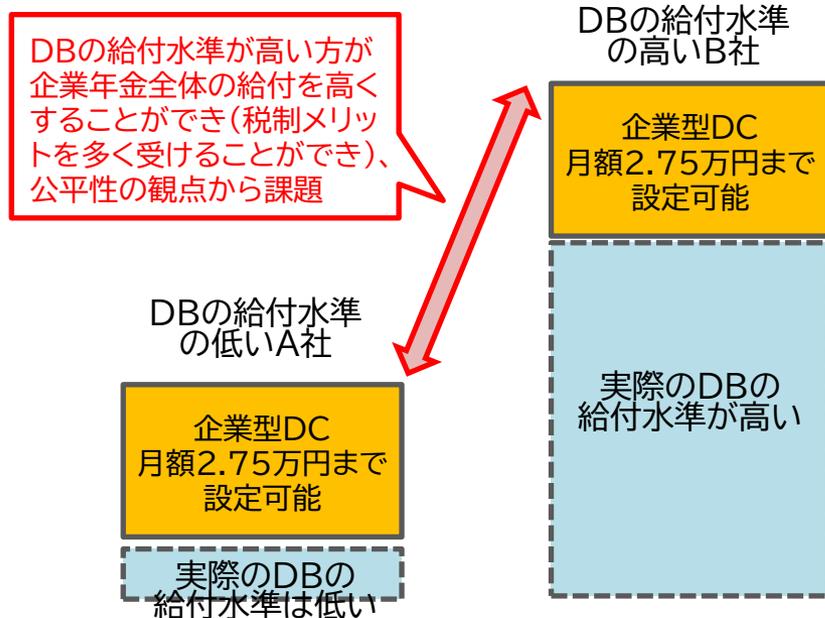
(注)図は会社員(第2号被保険者)のケースの一例を記載。中には上記に当てはまらないケースもありますので予めご了承ください。また、iDeCoの加入を認めているケースでは「企業型DCの掛金」を「企業型DCの掛金+iDeCoの掛金」と読み替えます。

DC拠出限度額について②(改正後(2024年12月以降)の拠出限度額)

- DBに拠出限度額はありますが、改正後は「DB見合いの掛金額(法令上の名称:他制度掛金相当額、本資料:DB掛金相当額)」を計算し、「DB掛金相当額」と「企業型DC等(iDeCoの加入を認めている場合はiDeCoを含む)」の掛金合計が月額5.5万円を超えないように「企業型DC等」の掛金を設定する必要があります。そのため、DBの給付水準によって、設定可能となる掛金の上限が変動することになります。

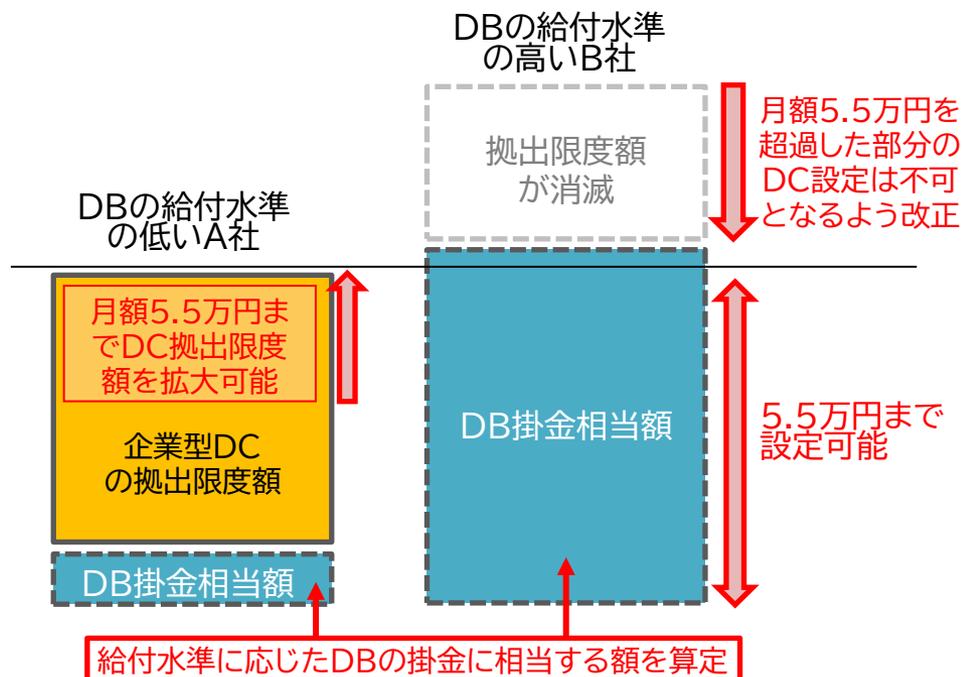
<現行の給付水準の比較イメージ>

※企業型DCとDBに加入しているケース



<改正後のDC拠出限度額のイメージ>

※企業型DCとDBに加入しているケース



(注)iDeCoの加入を認めているケースでは「企業型DCの掛金」を「企業型DCの掛金+iDeCoの掛金」と読み替えます。

DC拠出限度額の算定方法とDB掛金相当額について

- DC拠出限度額算定におけるDB掛金相当額の算定方法の基本的な考え方は以下のとおりです。
また、DB掛金相当額の算定方法については以下の通りとなります。

DC拠出限度額の算定方法の考え方

DCの拠出限度額

=

月額5.5万円

-

DB掛金相当額

DCは、事業主掛金が個人ごとの資産として管理されるが、
DBは、事業主が加入者全体を一つの集団として財政運営を行う仕組み

DB掛金相当額の算定方法の基本的な考え方

$$\text{DB掛金相当額} = \frac{\text{標準加入者の給付現価}}{\text{標準加入者の人数現価}} \div 12(\text{月額換算}) \left[\begin{array}{l} \text{財政方式が} \\ \text{加入年齢方式の場合} \end{array} \right]$$

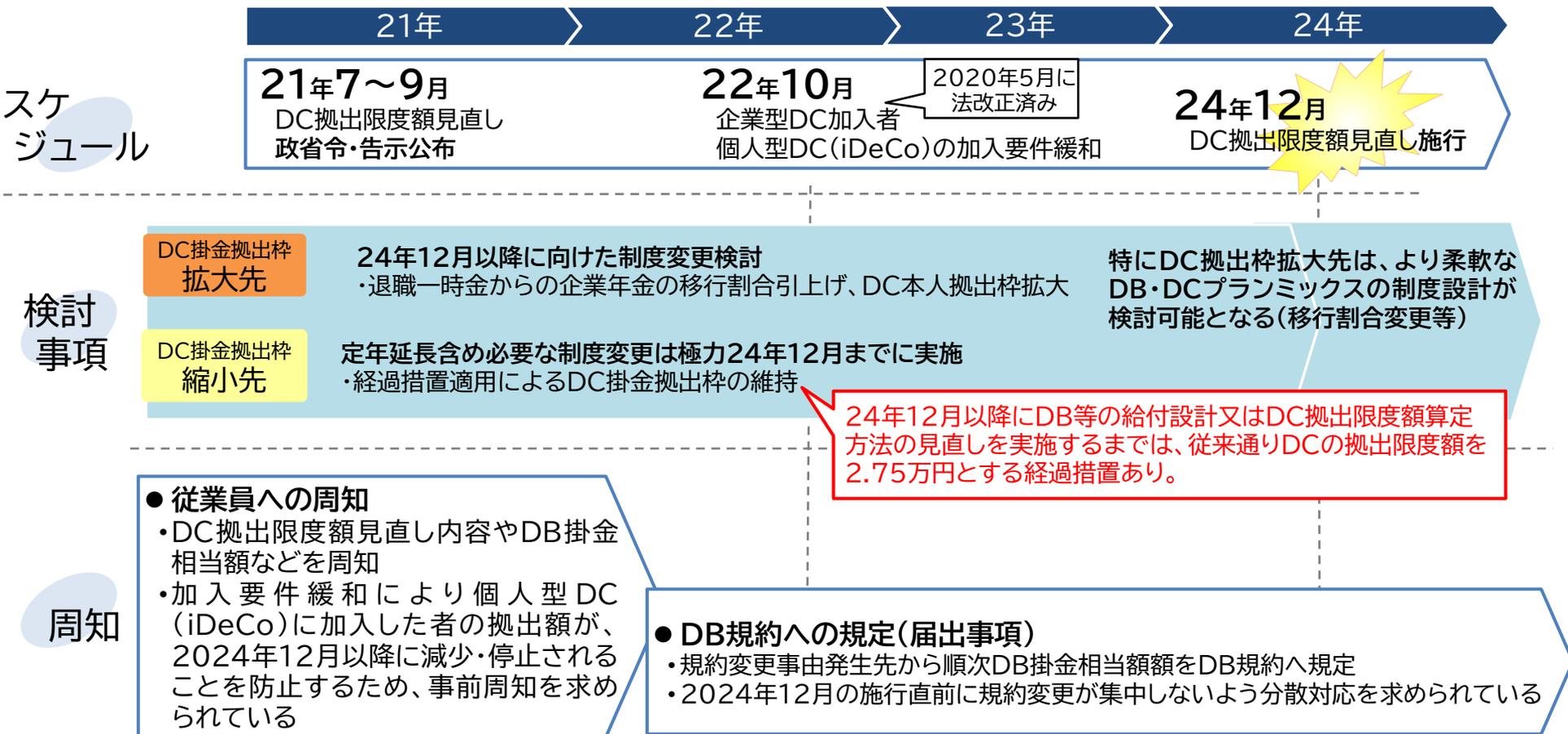
経過的な取扱い

2024.12以降を計算基準日とする財政再計算までは、簡易的な算定方法(1人当たり標準掛金)で代用することを認める

- ✓ 標準掛金率が定額掛金である場合は、DB掛金相当額と標準掛金率は原則一致します。
- ✓ 千円単位で端数処理(千円未満四捨五入)をします。
- ✓ 算定の結果、DCの拠出限度額がマイナスとなった場合にはゼロ円とする。
- ✓ 休職期間の場合でも加入者である限りDB掛金相当額はゼロとしません。(制度全体で共通のDB掛金相当額を適用)
- ✓ 標準掛金と同様、適正な年金数理に基づいて計算する必要があり、年金数理人の確認が必要となります。
- ✓ 予定利率がDB掛金相当額に大きく影響しますので、適正かつ合理的に定められているか、これまで以上に厳格に求められます。

DC拠出限度額の改正スケジュール

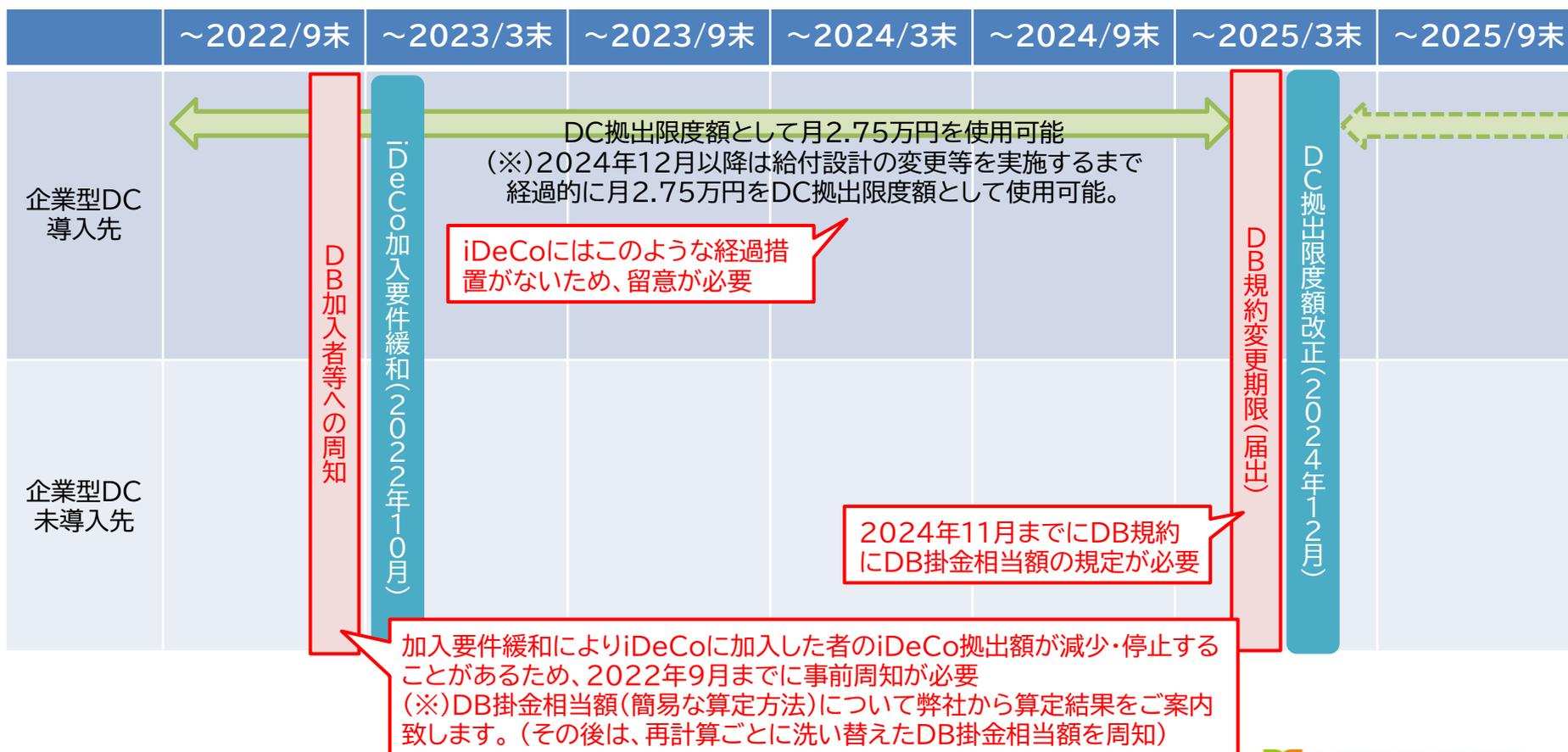
- DC拠出限度額の見直しは2024年12月に施行予定とされ、また、2022年10月には企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)への加入要件も緩和されます。DC拠出限度額の見直しはiDeCoの拠出限度額にも影響を及ぼすため、2022年9月までの間にDC拠出限度額見直し内容に関する『従業員への周知』が求められています。



(参考)DC拠出限度額の改正に関する主なポイント

- DC拠出限度額改正に伴い、2022年9月までにDB掛金相当額(算定結果は弊社からご案内)やiDeCoの拠出限度額縮小の可能性を周知する必要があり、2024年11月までにDB規約にDB掛金相当額を規定する必要があります。
- DCでは経過的に月2.75万円の上限を使用可能ですが、iDeCoには当該経過措置がないため留意が必要です。

<DC拠出限度額適用の主なポイント>



End of Presentation

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。
今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。
また、本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。